

屋外整備業務特記仕様書

1 委託業務の場所

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室780番地及び818番地
地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立がんセンター
(病院棟、研究棟、医師・第1・第2・第3職員公舎、緑の散策路、もりの保育園)

2 委託業務の範囲(別紙図面のとおり)

地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立がんセンター構内
同センター管理の公舎敷地及び緑の散策路

3 基本的留意事項

病虫害の防除作業は、殺虫剤等の薬剤使用による人体への健康影響や自然環境への負荷を低減するため、「埼玉県における県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針(平成20年1月28日)」を遵守すること。

4 委託業務の内容

受注者は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立がんセンターの植木及び芝生の保護と構内及び公舎敷地内の景観を保持するため、次の委託業務を実施するものとする。

数量は参考とする。

(1) 植木及び低木

ア 植木の剪定

構内の植木の整姿剪定を年1回(8~11月頃)実施する。

なお、刈り取った枝等は院外搬出処分すること。

また、剪定した枝は適正に処分し、二次的な環境汚染を起こさないよう配慮すること。

医師公舎、職員公舎のベランダに高木の枝が伸びている場合は必ず剪定を行うこと。

イ 低木の刈り込み

構内のサツキ、ツツジ等は年1回(6月頃)、アベリアは年1回(10月頃)

ツゲは年2回(6, 10月頃)刈り込みを行う。

なお、機械を使用する場合は、飛び石などによる物品の損傷(駐車中の自動車など)に留意すること。

ウ 害虫駆除

構内において、害虫の発生を確認したときは、最小限の範囲で枝ごと剪定し害虫の駆除を行うこと。剪定した枝は同様に、二次的な環境汚染を起こさないよう配慮すること。

また、屋上の芝生及び花壇の緑地において害虫が発生した場合は薬剤の散布を行うこと。

エ 支障枝の強剪定

構内において、発注者が安全、美観の維持のために強剪定が必要と判断した樹木について、強剪定を行う。

(2) 除草作業

除草は人力で行い機械を用いないこと。ただし、周囲に建物が無い場合はこの限りではない。なお、刈り取った草等は、全て収集し搬出処分すること。

ア 植木の保護と構内の景観を保持するため、植込内に繁茂する雑草の除草作業を年3回（6，9，12月頃）に実施する。

イ がんセンター西側の町道との境界線における除草作業を年3回（6，8，10月頃）実施する。

ウ 旧がんセンター跡地の緑の散策路における除草作業を年3回（6，8，10月頃）実施する。

(3) 芝生

ア 芝刈（病院・公舎等）

構内の景観保持のため、芝刈を年3回（6，7，9月）実施する。

刈り取った芝は、院外搬出処分すること。

なお、780番地のエリアは、生育状況を見ながら回数を調整すること。

イ 芝刈（緑の散策路）

旧がんセンター跡地の緑の散策路の景観保持のため、芝刈を年3回（6・9・12月）

実施する。刈り取った芝は院外搬出処分すること。

(4) 残地林地内下草刈り作業

構内の残地林地の下草刈りは、年2回（6，8月頃）実施する。

なお、刈り取った下草、枝、倒木及び落葉等は院外搬出処分すること。

(5) 屋上庭園の保全

ア 屋上の芝生及び花壇の緑地の除草・小枝刈り等の環境保全を年3回（6，9，11月頃）行うこと。

イ 外柵周辺での作業につき安全管理を徹底し、周囲に十分注意して作業すること。

(6) 遊水池の整備

第1及び第2遊水池の草刈りを年3回（6，8，10月頃）実施する。

遊水池のフェンス外側の法面部分も草刈りを行うこと。

遊水池底面に雨水等が溜まっていて作業が行えない場合は、監督員と協議を行うこと。

遊水池での作業においても、安全管理を徹底すること。

(7) 院内巡視点検の実施（年4回以上）

ア 松、その他の植木の状況。

イ 建物・道路周辺の除草作業。

ウ 4階屋上庭園のバラの点検。

エ 敷地外に高木の枝が伸びている場合は可能な範囲で本業務内での剪定を計画し、それが困難な場合はその箇所を監督員へ報告すること。

オ 枯損木の本数と場所の報告。

カ 病害虫の発生を確認した場合は、最小限の範囲の枝ごと剪定し病害虫の駆除を行うこと。また、剪定した枝は適正に処理して、二次的な環境汚染を起こさないよう配慮すること。

なお、刈り取った小枝・下草等は、収集し搬出処分すること。

キ 台風等の悪天候後は速やかに必ず巡視点検を行い、異変のあった場合は臨機の処置を講ずること。また、監督員に速やかに報告すること。

(8) 松食い虫防除（松幹周 120 cm程度）

受注者は、当センター構内山林の松枯れを防ぐため、5年以上効果の持続する松の樹幹注入剤を使用し、委託業務を実施するものとする。

（但し、前年度に松くい虫防除作業を施工したのものについては除く。）

薬剤（樹幹注入剤）の使用量、施工方法はメーカー推奨に準じるものとする。

※ 尚、委託業務を実施するにあたり現地調査を行い、敷地内の松全てに、注入年月日・注入孔数・とおし番号を明記した札を、見易い箇所に取り付けると同時に、薬剤使用量等の報告をするものとする。また、樹木等の薬害、環境汚染等十分留意すること。

(9) 防除作業計画及び安全管理について

受注者は契約締結後、速やかに防除作業計画書を発注者に提出し、承認を得るものとする。

また、防除作業を実施したときは、速やかに作業実施報告書を発注者に提出するものとする。

ア 防除作業計画の作成

受注者は、防除対象樹木等を調査し、防除対象範囲の絞り込み、病虫害の管理基準、生息実態調査の方法、病虫害の発生（被害）を確認した場合の対処法など具体的な防除作業計画を作成する。

イ 病虫害の発生（調査）状況調査

受注者は、防除作業計画に基づき、定期的に目視等による病虫害の発生（被害）状況調査を行うものとする。

ウ 物理的な防除

受注者は、病虫害発生（被害）状況調査により、病虫害の発生（被害）が確認された場合、病虫害の発生（被害）のあった枝を剪定するなどの物理的な防除を行うものとする。

エ 除草作業

受注者は、防除作業計画に基づき、雑草の除草作業を実施することとし、取り除いた雑草は、当該地から搬出し、二次的な環境汚染を起こさないよう適切に処分するものとする。

なお、除草は人力で行い機械を用いないこと。ただし、周囲に建物がない場合はこの限りではない。

オ 安全管理の徹底

高木剪定等の高所作業、遊水池等の不安定な場所での作業、剪定道具の管理など安全管理の徹底を図るために安全管理について計画し報告すること。

また、カッターや剪定鋏などの管理は必ず行い、休憩時間等で作業が中断する際には放置しないように特に注意すること。

(10) 落ち葉清掃について

受注者は発注者の指定した道路の落ち葉清掃を年3回以上実施するものとする。なお、清掃する際は、歩行者や車等に留意すること。

5 実施計画及び実施報告

受注者は、業務に関する実施計画を策定したときは、事前に書面（発注者が認めた様式）により発注者に通知し、委託業務が終了したときは、作業報告書（発注者が認めた様式）を提出するものとする。

周知期間もあるので、余裕をもって通知すること。

6 臨機の措置

発注者は、委託業務を実施する上で必要と認められる場合は、受注者と協議の上、実施計画書の作業繰り上げ、又は延長等所要の措置を求めることができる。

また、緊急時の発注者の要請には迅速に対処し、その作業に要する措置についても上記と同様とする。

7 守秘義務

委託業務従事者は、職務上知り得た秘密については、他に漏らしてはならない。

8 負担区分

(1) 委託業務の遂行に必要な水道の使用料金は、発注者の負担とする。

(2) 委託業務の遂行に必要な器具及び薬品等については、受注者の負担とする。

9 作業員名簿の提出

受注者は、委託業務に従事する作業員の名簿を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

10 定めのない事項

この仕様書は、埼玉県立がんセンターの屋外整備業務の大要を示すものであって、ここに記載されていない細部の事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。